

# 伊勢市公報

第402号  
令和4年8月5日  
金曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市立保育所条例及び伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	31
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	36
○ 伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	43
○ 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則	45
○ 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	47
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則	53
<b>告 示</b>	
○ 道路の供用開始について	57
○ 指定地域密着型通所介護事業者の指定について	58
○ 市道の路線の認定について	59
○ 道路の区域の決定について	60
○ 道路の供用開始について	61
○ 令和4年度補正予算の要領について	62
○ 令和4年度補正予算の要領について	66
○ 令和4年度補正予算の要領について	70
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	75
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正について	76
<b>公 告</b>	
○ 都市公園の供用開始について	79

- パブリックコメントの結果公表について 80

**公 表**

- 令和3年度における公文書の公開等に係る実施状況について 81
- 令和3年度における個人情報の開示等に係る実施状況について 84

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公  
営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第20号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成17年伊勢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年伊勢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成21年伊勢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定、第2条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定及び第3条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第21号

### 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第14項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第11項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第4項及び次項の規定は令和4年7月1日から、新条例附則第14項の規定は同年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第9条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第22号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95

万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「、扶養親族」を「、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定す

る当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。) の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち伊勢市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中伊勢市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年伊勢市条例第24号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中伊勢市市税条例第18条の4、第73条の2及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和6年4月1日  
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の伊勢市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民

税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 23 号

### 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢市学校設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小学校の部伊勢市立二見浦小学校の項中「伊勢市二見町荘 1500 番地」を「伊勢市二見町光の街 907 番地 7」に改め、同表中学校の部伊勢市立二見中学校の項中「伊勢市二見町荘 2037 番地 2」を「伊勢市二見町光の街 907 番地 7」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
（伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正）
- 2 伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成17年伊勢市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 二見浦小学校の項及び二見中学校の項を削り、同表に次のように加える。

二見浦小学校・二	体育館
見中学校	運動場

別表第 3 の 1 の表小俣小学校、明野小学校、倉田山中学校、厚生中学校、港中学校、五十鈴中学校、二見中学校、小俣中学校、御菌中学校、伊勢宮川中学校及び桜浜中学校の項中「、二見中学校」を削り、「及び桜浜中学校」を「、桜浜中学校及び二見浦小学校・二見中学校」に改め、同表小俣中学校、二見中学校及び伊勢宮川中学校の項中「、二見中学校」を削る。



伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 24 号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

### 第 3 条 削除

第 8 条中「若しくは」を「又は」に、「違反し、又は管理員の指示に従わない」を「違反した」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市立保育所条例及び伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第25号

伊勢市立保育所条例及び伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

(伊勢市立保育所条例の一部改正)

第1条 伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立二見浦保育園の項及び伊勢市立五峰保育園の項を削り、同表に次のように加える。

伊勢市立ふたみ保育園	伊勢市二見町光の街907番地7	180人
------------	-----------------	------

(伊勢市子育て支援センター条例の一部改正)

第2条 伊勢市子育て支援センター条例（令和元年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市二見子育て支援センターの項中「伊勢市二見町莊2068番地1」を「伊勢市二見町光の街907番地7」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 26 号

伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 伊勢市御菌こどもプラザ
- (2) 位置 伊勢市御菌町長屋 2794 番地 1

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「午前 8 時から午後 6 時まで」に改め、同項各号を削る。

第 8 条ただし書及び第 9 条中「伊勢市御菌こどもプラザ」を「放課後児童健全育成施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第27号

### 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表宮川ラブリバー公園の項を次のように改める。

宮川ラブリバー公園	伊勢市宮川スポーツグラウンド第1
	伊勢市宮川スポーツグラウンド第2
	伊勢市宮川スポーツグラウンド第3

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。  
（伊勢市体育施設条例の一部改正）
- 2 伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1伊勢市宮川スポーツグラウンドAの項及び伊勢市宮川スポーツグラウンドBの項を削り、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドCの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドC」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第1」に改め、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドDの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドD」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第2」に改め、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドEの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドE」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第3」に改める。

別表第3伊勢市宮川スポーツグラウンドAの項及び伊勢市宮川スポーツグラウンドBの項を削り、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドCの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドC」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第1」に改め、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドDの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドD」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第2」



に改め、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドEの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドE」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第3」に改める。

別表第4の7の表中「伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第1～第3」に改める。

(施設の名称の変更に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の伊勢市都市公園条例第11条第1項の表及び前項の規定による改正前の伊勢市体育施設条例別表第1に規定する伊勢市宮川スポーツグラウンドC、伊勢市宮川スポーツグラウンドD又は伊勢市宮川スポーツグラウンドEに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の伊勢市都市公園条例第11条第1項の表及び前項の規定による改正後の伊勢市体育施設条例別表第1に規定する伊勢市宮川スポーツグラウンド第1、伊勢市宮川スポーツグラウンド第2又は伊勢市宮川スポーツグラウンド第3に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第28号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 同居親族等 省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第5条中「次条第2号」を「次条第5号又は第6号」に改める。

第6条を次のように改める。

（入居者の資格）

第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、納期の到来している市税を完納し、かつ、その者又はその者の同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 法第3条第4号イに規定する者
- (2) 省令第7条第1号に規定する者
- (3) 省令第7条第2号に規定する者
- (4) 省令第26条第4号に規定する者
- (5) 省令第26条第5号に規定する者
- (6) 省令第26条第6号に規定する者
- (7) 省令第26条第7号に規定する者

第9条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第14条第1項中「親族」を「同居親族等」に改める。

第33条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格等については、この条例による改正後の伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例による改正前の伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2号に掲げる者から同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格等についても、同様とする。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 29 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する者の項中「5,000 円」を「7,000 円」に改め、同部他の保険医療機関等に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診する者の項中「2,500 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る使用料について適用し、同日前に行われた診療に係る使用料については、なお従前の例による。

伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第30号

伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第5号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。



(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続

的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める

場合に該当する場合

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第39号

### 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「規定による申出」を「申出」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証を添えて」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて」に改め、同項ただし書中「提出する」を「添えて提出する」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「条例第9条第1項」を「当該申出に係る者が条例第9条第1項」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条第6項中「第1項ただし書」を「前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書」に、「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の任命権者に提出しなければならない。

第6条第5項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その旨」を「、その旨」に、「必要事項を記載し」を「必要な事項を記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項に規定する申出」を「第1項の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

「交付するとともに、受給資格証に必要事項を記載し、返付しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第6条の2を第6条の5とし、第6条の次に次の3条を加える。

（条例第9条第4項の規則で定める事業）

第6条の2 条例第9条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第9条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第82条の5第1項に規定する就業手当又は同規則第82条の7第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

（条例第9条第4項の規則で定める職員）

第6条の3 条例第9条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれ

かに該当するものとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
  - (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員
- (支給の期間の特例の申出)

第6条の4 条例第9条第4項の規定による事業の開始の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

- 2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第9条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 任命権者は、特例申出をした者が条例第9条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第6条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この

場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第9条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第6条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第6条第1項ただし書の規定は、特例申出及び前項の場合に、第6条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

附則第4項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に」を「雇用保険法施行規則附則第1条の4に」に改める。

様式第5号中「第6条関係」を「第6条、第6条の4関係」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「第6条第1項」を「第6条第1項・第6条の4第1項」に、「受給期間の延長」を「受給期間の延長等」に、

「

③ 職業に就くことができない理由	
------------------	--

を

「

③ この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため  具体的理由 <span style="font-size: 2em;">（</span> <span style="font-size: 2em;">）</span>
----------------	---

に、



「③の理由」を「③のアの理由」に、「⑤ 職業に就くことができない期間」を「⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間」に改め、同様式備考第1号中「「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間」を「期間」に、「最大限」を「、最大限」に改め、同様式備考第2号中「疾病又は負傷による⑤欄の「職業に就くことができない期間」を「疾病又は負傷により職業に就くことができない場合」に改める。

様式第6号中「第6条関係」を「第6条、第6条の4関係」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「第6条第4項」を「第6条第5項・第6条の4第3項」に、「延長します」を「延長等します」に、

「

受給期間延長の理由	
延長後の受給期間 満了年月日	年 月 日

を

」

「

受給期間延長等の理由	<p>ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため</p> <p>イ 事業を開始等したため</p> <p>具体的理由 ( )</p>
------------	--

職業に就くことができ ない期間又は 事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間 満了年月日	年 月 日

」

に改め、同様式備考第1号中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に改め、同様式備考第2号中「職業に就くことができない」を「受給期間延長等の」に、「を添えて」を「及び」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の様式（次項において、「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市延長保育の実施に関する規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第40号

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市立保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市立保育所条例施行規則(令和17年伊勢市規則第61号)

の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立二見浦保育園の項及び伊勢市立五峰保育園の項を削り、同表に次のように加える。

伊勢市立ふたみ保育園	午前7時30分から午後6時まで
------------	-----------------

(伊勢市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則)

第2条 伊勢市延長保育の実施に関する規則(平成31年伊勢市規則第2号)

の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立二見浦保育園の項及び伊勢市立五峰保育園の項を削り、同表に次のように加える。

伊勢市立ふたみ保育園	午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
------------	-------------------------------------	--------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の伊勢市延長保育の実施に関する規則第4条の規定による伊勢市立ふたみ保育園の利用の申込み及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則（平成17年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市二見放課後児童クラブの項を削る。

別表第1 伊勢市二見放課後児童クラブの項を削る。

別表第2中 「

伊勢市二見放課後児童クラブ
伊勢市小俣放課後児童クラブ

 を

「

伊勢市小俣放課後児童クラブ
---------------

 に改める。」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第42号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第141号）の一部を次のように改正する。

第4条中「条例第6条第2号」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第26条第6号」に改める。

第5条を次のように改める。

（所得の基準等）

第5条 省令第7条第2号及び省令第26条第5号から第7号までに規定する市長が定める額は、それぞれ当該各号に定める上限の額とする。

2 省令第26条第7号に規定する市長が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 将来において同居親族等（条例第2条第3号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）があることとなると見込まれる者
- (2) 勤務の状況等により同居親族等と同居することが困難であると認められる者
- (3) 特定公共賃貸住宅の住戸で入居者を募集したにもかかわらず3月上継続して入居者がいないものに入居しようとする者

第6条第2項第3号中「市町村税」を「市税」に改める。

第8条第3号及び第4号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第10条に次の1項を加える。

4 前項の届出書には、連帯保証人の住所又は氏名の変更を証明する書類を添付するものとする。

第11条第2項中「を申請しよう」を「させよう」に改め、「書類」の次



に「及び同居させようとする者の所得を証明する書類」を加える。

第13条中「申請しようとする者」の次に「（以下「承継申請者」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 入居者の死亡又は退去の事実を証明する書類
- (2) 入居者と承継申請者との続柄を証明する書類
- (3) 条例第11条第1項第1号に規定する誓約書

第14条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、不在にする理由を明らかにする書類を添付するものとする。

第18条第2項中「前年の所得を証明する書類」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 入居者及び同居親族等のうち所得のある者全員の前年の所得を証明する書類
- (2) 入居者及び同居親族等全員並びに別居扶養親族全員の住民票の写し
- (3) 身体障害者手帳の写し等（障害者控除又は特別障害者控除を受けようとする場合に限る。）

第20条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする理由を明らかにする書類を添付するものとする。

様式第1号中「同居親族」を「同居親族等」に、「同居しようとする親族」を「同居しようとする親族等」に、「別居親族」を「別居している親族等」に、「国、県、市町村税」を「市税」に改める。

様式第2号（表）中「親族を」を「親族等を」に、「同居の親族」を「同居親族等」に改め、同様式（裏）注中「7 入居後、自宅電話番号を報告すること。」を削る。

様式第6号中「親族」を「者」に改める。

様式第7号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

様式第8号中「旧入居名義人」を「入居者」に、「若しくは」を「及び」に、「旧入居者」を「入居者」に、「入居を承継する者（新入居者）」を「承継申請者」に、「過去年月日」を「退去年月日」に、「承継者」を「承継申請者」に、「新入居者との」を「承継申請者との」に改め、同様式備考第2号中「旧入居者」を「入居者」に、「過去」を「退去」に改め、同様式備考第3号中「旧入居者と新入居者」を「入居者と承継申請者」に改める。

様式第10号中「同居親族」を「同居親族等」に、「同居しようとする親族」を「同居しようとする親族等」に、同様式備考第2号(1)中「本人及び同居親族」を「入居者及び同居親族等」に改め、同号(2)中「入居者全員及び」を「入居者及び同居親族等全員並びに」に改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第20条関係）

特定公共賃貸住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

特定公共賃貸住宅 団地 号  
入居者氏名  
電話番号 ( )

下記のとおり家賃の減免徴収猶予を申請します。

記

家賃月額			減免又は徴収猶予の希望期間			
円			年 月 日から 年 月 日まで			
世帯員の状況	氏名	続柄	年齢	月収	職業	摘要
				円		
				円		
				円		
				円		
生計の状況	収入の部		支出の部			
	項目	金額	項目	金額		
		円		円		
		円		円		
		円		円		
家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする理由						

備考 家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする理由を明らかにする書類を添付すること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格等については、この規則による改正後の伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規則による改正前の伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第4条各号に掲げる者から同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格等についても、同様とする。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

## 伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

### 第2条及び第3条 削除

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(利用手続)」を付する。

第12条の見出しを削り、同条中「利用申込み手続」を「学校開放施設利用申請書の申請期間」に改める。

第15条中「利用しようとするときは、学校開放施設利用許可書を管理員に提出し、管理員の指示に従って、施設設備の借用を受け」を「利用しようとする場合において、係員から求めがあったときは、学校開放施設利用許可書を係員に提示し」に改める。

第17条第1号中「管理員」を「係員」に改め、同条第3号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第15号中「中止又は終了したとき」を「中止し、又は終了したときは」に、「復し、管理員の確認を受ける」を「復する」に改める。

第19条第2号及び第23条中「使用」を「利用」に改める。

別表第3学校名の項中「利用手続」を「申請期間」に改め、同表小俣小学校明野小学校小俣中学校の項中「月の前月1日から15日前に利用申し込み手続を行う。(毎月)」を「日(以下「利用日」という。)の属する月の前月の初日から利用日の15日前までの間」に改め、同表四郷小学校の項中「利用を希望する日の2月前から3日前に利用申込手続を行う」を「利用日の2月前の日から利用日の3日前までの間」に、「この限りでな

い」を「、この限りでない」に改め、同表その他の開放校の項を次のように改める。

その他の開放校	<p>次の各号に掲げる利用団体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 2月1日から2月15日までに利用団体の登録の申請をした利用団体 利用団体の登録をされた日から利用日の属する年度の前年度の3月31日まで</p> <p>(2) 9月1日から9月15日までに利用団体の登録の申請をした利用団体 利用団体の登録をされた日から利用日の属する年度の9月30日まで</p> <p>(3) 条例第6条ただし書の団体 利用日の2月前の日から利用日の3日前までの間。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めた場合で、施設の管理上支障がないときは、この限りでない。</p>
---------	---

「  
責任者  
様式第1号中 (管理員) を「責任者」に、  
」

「

スポーツ傷害保険加入の有無と種類	有 無	を
------------------	-----	---

」

「

スポーツ傷害保険加入の有無と種類	有 ( ) 無	に、
------------------	---------	----

」

「責任者 (管理員)」を「責任者」に改める。

様式第5号中「起った」を「起こった」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



伊勢市告示第 135 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
松下 21 号線	二見町松下字深浦中道付 1756 番 6 地先から 二見町松下字深浦中道付 1756 番 5 地先まで	令和 4 年 7 月 22 日

伊勢市告示第 136 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称  
株式会社ソーニョ
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 デイサービス フィオーレ  
所在地 伊勢市船江 2 丁目 28 番 48 号
- 3 指定の年月日  
令和 4 年 7 月 22 日
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 137 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
二俣 4 丁目 令 4 - 1 号線	二俣 4 丁目 382 番 2 地先		
	二俣 4 丁目 382 番 54 地先		

伊勢市告示第 138 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	二俣 4 丁目令 4 - 1 号線	6.0~16.5	141.4

伊勢市告示第 139 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
二俣 4 丁目 令 4 - 1 号線	二俣 4 丁目 382 番 2 地先 二俣 4 丁目 382 番 54 地先	令和 4 年 7 月 25 日

伊勢市告示第 140 号

令和 4 年 5 月 20 日専決処分をした令和 4 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 4 年 7 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、133,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,850,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		7,805,674	133,513	7,939,187
	2 国庫補助金	1,947,260	133,513	2,080,773
歳入合計		55,717,166	133,513	55,850,679





伊勢市告示第 141 号

令和 4 年 6 月 20 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 4 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 4 年 7 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和4年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,766,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		9,423,310	2,500	9,425,810
	1 県補助金	9,423,310	2,500	9,425,810
歳入合計		12,764,024	2,500	12,766,524

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金		6,951	2,500	9,451
	1 償還金及び還付加算金	6,161	2,500	8,661
歳 出 合 計		12,764,024	2,500	12,766,524

伊勢市告示第 142 号

令和 4 年 7 月 6 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 4 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 4 年 7 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、305,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,156,202千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		628,747	895	629,642
	1 負担金	628,747	895	629,642
17 国庫支出金		7,939,187	276,904	8,216,091
	1 国庫負担金	5,813,564	113,850	5,927,414
	2 国庫補助金	2,080,773	163,054	2,243,827
18 県支出金		3,704,871	15,010	3,719,881
	2 県補助金	972,672	15,010	987,682
22 繰越金		50,000	8,714	58,714
	1 繰越金	50,000	8,714	58,714
23 諸収入		677,313	1,000	678,313
	5 雑入	636,693	1,000	637,693
24 市債		6,438,700	3,000	6,441,700
	1 市債	6,438,700	3,000	6,441,700
歳入合計		55,850,679	305,523	56,156,202



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,934,619	23,306	4,957,925
	3 戸籍住民基本台帳費	310,131	23,306	333,437
3 民生費		21,881,663	108,024	21,989,687
	1 社会福祉費	6,846,878	20,730	6,867,608
	2 老人福祉費	4,509,095	69,120	4,578,215
	3 児童福祉費	8,248,596	18,174	8,266,770
4 衛生費		5,287,577	152,980	5,440,557
	1 保健衛生費	3,126,286	152,980	3,279,266
7 商工費		919,097	9,000	928,097
	1 商工費	919,097	9,000	928,097
10 消防費		2,413,418	4,609	2,418,027
	1 消防費	2,413,418	4,609	2,418,027
11 教育費		6,389,473	7,604	6,397,077
	4 幼稚園費	125,481	1,139	126,620
	6 保健体育費	957,602	6,465	964,067
歳 出 合 計		55,850,679	305,523	56,156,202

## 第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	3, 0 8 4, 2 0 0	3, 0 8 7, 2 0 0

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和4年7月19日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和4年7月26日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第39号 奨学生の決定について
  - 議案第40号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について
  - 議案第41号 就学等に関する規則の一部改正について
  - 議案第42号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
  - 議案第43号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 47 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 7 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

## 伊勢市選挙管理委員会告示第 47 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号（その 1）備考第 4 号(2)中「15,800 円」を「16,100 円」に改める。

様式第 5 号備考第 4 号(2)中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程（平成 21 年伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号備考第 4 号(2)及び様式第 6 号備考第 1 号中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけ

る選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程様式第4号及び様式第5号の規定並びに第2条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程様式第4号及び様式第6号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢市公告第 58 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 4 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
明野第四中部公園	伊勢市小俣町明野 372 番 24	178

供用開始の期日 令和 4 年 7 月 22 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 59 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 4 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画（案）
- 2 案の公告日  
令和 4 年 2 月 22 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。



伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）第20条の規定に基づき、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

令和4年8月5日

伊勢市長 鈴木 健一

1 公文書公開請求の状況

令和3年度における公文書公開請求件数は、95件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	5	4	4	10	15	8	11	7	3	16	8	4	95

2 公文書公開請求の実施機関別状況

令和3年度の公文書公開請求の実施機関別状況については、市長75件、教育委員会12件、選挙管理委員会1件、病院事業管理者4件、消防長4件、議会2件でした。

なお、1件の請求に対して複数の所属が対応する場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市長	総務課	3	教育委員会	12
	職員課	2	選挙管理委員会	1
	課税課	2	病院事業管理者	4
	危機管理課	1	消防長	4
	デジタル政策課	1	議会	2
	文化政策課	3		
	市民交流課	2		
	戸籍住民課	2		
	環境課	4		
	ごみ減量課	8		
	生活支援課	6		
	福祉総務課	1		
	保育課	1		
	農林水産課	1		
	監理課	3		
	都市計画課	12		
	交通政策課	1		

基盤整備課	10		
維持課	3		
用地課	5		
住宅政策課	1		
上下水道総務課	1		
下水道建設課	1		
小俣生活福祉課	1		
計 24課 (室)	75	計	23
合 計			98

### 3 公文書公開請求の決定状況

#### (1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 38 件、部分公開 39 件、請求却下 12 件、取下げが 14 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があったので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	95	38	39	0	12	0	89	14	103

#### (2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがありません。

(単位：件)

非 公 開 理 由 等	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報 (第 9 条第 1 号)	34	0	X	34
法人等情報 (第 9 条第 2 号)	19	0		19
国等との協力関係情報 (第 9 条第 3 号)	2	0		2
意思形成過程情報 (第 9 条第 4 号)	0	0		0
事務事業の執行情報 (第 9 条第 5 号)	2	0		2
公共の安全、秩序維持情報 (第 9 条第 6 号)	4	0		4
任意提供情報 (第 9 条第 7 号)	7	0		7
合議制機関情報 (第 9 条第 8 号)	2	0		2
法令秘情報 (第 9 条第 9 号)	0	0		0
請求拒否 (第 12 条)	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			12	12
合 計	70	0	12	82

#### 4 審査請求の状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、審査請求ができるようになっていますが、令和3年度はありませんでした。

#### 5 審査会の処理状況

令和3年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への情報公開制度の運用に関する諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 54 条の規定に基づき、令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 8 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

令和 3 年度における実施機関からの届出件数は 16 件でした。

(単位：件)

実施機関名	件数
市長	14
教育委員会	2
合計	16

### 2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。

令和 3 年度における事務の廃止の届出は 30 件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市長	29
教育委員会	1
合計	30

### 3 実施機関別の登録

令和 3 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、556 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

実施機関名	件数
市長	444
教育委員会	50

病院事業管理者	11
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	35
議 会	5
合 計	556

#### 4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

令和3年度における個人情報開示請求件数は27件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	5	1	0	2	3	1	0	7	0	2	3	3	27

なお、開示請求の実施機関別状況は次のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市 長	課税課	1	消防長	7
	戸籍住民課	11	X	X
	介護保険課	6		
	生活支援課	1		
	子育て応援課	1		
	計（5課）	20		
合 計				27

#### 5 個人情報開示請求者別状況

令和3年度における個人情報開示請求者数は、延べ27人でした。その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本 人		15
代理人	未成年者	2
	成年被後見人	0
	遺族等	3
	傷病等	7
合 計		27

#### 6 開示請求の決定状況

##### (1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示2件、一部開示18件、拒

否が1件、不存在6件でした。

(単位：件)

区分	請求	開示	一部開示	非開示	拒否	不存在
件数	27	2	18	0	1	6

(2) 一部開示等理由別内訳

一部開示、非開示、拒否、不存在又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

不開示理由等	一部開示 非開示	拒否 不存在	請求却下	合計
法令秘情報（第17条第1号）	0			0
生命・財産等侵害情報（第17条第2号）	0			0
第三者の個人情報（第17条第3号）	17			17
法人等情報（第17条第4号）	2			2
国等協力関係情報（第17条第5号）	0			0
審議・検討・調査等情報（第17条第6号）	0			0
行政運営情報（第17条第7号）	1			1
公共の安全、秩序維持情報（第17条第8号）	0			0
任意提供情報（第17条第9号）	0			0
死者の名誉毀損情報（第17条第10号）	0			0
審査会意見（第17条第11号）	0			0
請求の拒否（第20条）		1		1
個人情報不存在（第21条）		6		6
請求対象とならない情報			0	0
請求要件を満たさない			0	0
合計	20	7	0	27

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、令和3年度における目的外利用の届出は56件、外部提供の届出は96件でした。その状況は次のとおりです。

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市長	56	91	147
教育委員会	0	1	1
消防長	0	4	4
合計	56	96	152

(2) 目的外利用等の根拠

(単位：件)

本人の同意を得ているとき (条例第 11 条 2 項 1 号)	19
法令等に定めがあるとき (条例第 11 条 2 項 2 号)	116
公表された事実であるとき (条例第 11 条 2 項 3 号)	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき (条例第 11 条 2 項 4 号)	1
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき (条例第 11 条 2 項 5 号)	19
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めるとき (条例第 11 条 2 項 6 号)	28
統計の作成及び学術研究の場合で、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき (条例第 11 条 2 項 7 号)	0
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき (条例第 11 条 2 項 8 号)	2

8 審査請求の状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、審査請求ができるようになってはいますが、令和 3 年度の審査請求はありませんでした。

9 審査会の処理状況

令和 3 年度における伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への個人情報保護制度の運用等に関する諮問はありませんでした。